



各 位

平成 23 年 6 月 23 日

会 社 名 株式会社光ハイツ・ヴェラス  
代表者名 代表取締役社長 森 千恵香  
(コード番号 2137 札幌アンビシャス)  
問合せ先 企画広報部長 神谷 康弘  
電話番号 011-520-8668

## 事業の一部譲受に関する基本合意のお知らせ

当社は、平成23年6月23日開催の取締役会において、株式会社とんでん（未上場 本社：札幌市中央区南8条西26丁目1番1号 代表者：森 千恵香 以下「とんでん」という。）の事業の一部を当社が譲り受けること及び賃借人の地位並びに権利及び義務の承継に関し、同社と基本合意することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 事業譲受の理由

当社は、北海道札幌市に6施設の介護付有料老人ホームと、小樽市に1施設の高齢者専用賃貸住宅を運営しておりますが、この度、「とんでん」が行う事業の内、札幌市北区屯田における有料老人ホーム事業を譲り受けることに関し基本合意いたしました。

「とんでん」は、札幌市北区屯田にて住宅型有料老人ホーム事業（126室）と、介護保険指定事業である居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業を行っておりますが、「とんでん」及び賃借人より、住宅型有料老人ホーム事業のための土地建物賃貸借契約（物件所在地：札幌市北区屯田8条9丁目3番7号）について、当該物件の平成23年7月1日以降の賃借人の地位並びに権利及び義務の承継の打診があり、当該住宅型有料老人ホーム事業の譲り受けを含めて、関係金融機関、関係行政と調整検討を行ってまいりました。

当社は札幌市内における高齢者向け介護施設需要の急増に対し、専門企業として市場の要望に積極的に応えるべく新規事業の展開を常に検討しておりますが、この度の「とんでん」における住宅型有料老人ホーム事業部分について、土地建物賃貸借契約の賃借人の地位並びに権利及び義務の承継をすることになります。当社にとりましては、既存の6ホームとは異なる初の入居一時金が不要で、且つ月額家賃方式の住宅型有料老人ホームとなります。これにより入居検討者のニーズ及び顧客層の範囲が拡大され、当社の事業収益にプラスの効果が期待できると考え、当該事業の譲り受けに合意したものであります。

## 2. 株式会社とんでんの概要

- ① 商号 株式会社とんでん
- ② 代表者 代表取締役社長 森 千恵香
- ③ 本社所在地 札幌市中央区南8条西26丁目1番1号
- ④ 設立年月日 平成19年8月10日
- ⑤ 主な事業内容 介護保険法に基づく介護サービス事業等
- ⑥ 資本の額 500,000円
- ⑦ 大株主 株式会社かわぞえ 持株比率100%
- ⑧ 当社との関係
  - ・資本関係はありません。
  - ・人的関係  
当社代表取締役森千恵香は当該法人の代表取締役を、同じく当社取締役藤井伸一は当該法人の取締役を兼務いたしております。
  - ・取引関係  
当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。
  - ・関連当事者への該当状況  
株式会社とんでんの大株主であります、株式会社かわぞえの株式のうち、50%を当社代表取締役の森千恵香が、50%を当社取締役の藤井伸一がそれぞれ保有しており、株式会社関連当事者に該当しております。
- ⑨ 譲受部門の概要
  - ・施設の名称 住宅型有料老人ホーム「サンフォートノア」  
平成23年7月1日以降、施設名は「ヴェラス・クオーレ札幌北」として運営予定
  - ・所在地 札幌市北区屯田8条9丁目3番7号
  - ・敷地面積 2,684.05㎡
  - ・建物延床面積 5,342.48㎡
  - ・構造規模 鉄筋コンクリート造地上5階建
  - ・総居室数 126室
- ⑩ 譲受部門（有料老人ホーム事業）の業積  
平成23年3月期 売上高 132百万円（参考）

## 3. 日程

- 平成23年6月23日 事業譲受承認の決議及び賃借人の地位並びに権利及び義務の承継に関する契約の決議（当社取締役会）  
事業譲渡に関する基本合意及び賃借人の地位並びに権利及び義務の承継に関する基本合意
- 平成23年6月24日 事業継承契約及び賃借人の地位並びに権利及び義務の承継に関する契約締結（予定）
- 平成23年7月1日 事業譲渡及び賃借人の地位並びに権利及び義務の承継の効力発生日（予定）

#### 4. 譲受資産、負債

当該住宅型有料老人ホーム事業における入居契約者を承継し、当該事業の運営・継続に必要な資産及び従業員（有料老人ホーム事業部門）を承継する予定であります。

尚、譲受資産については微少であります。

#### 5. 今後の見通し

当該事業譲受による当社の平成24年3月期の業績に与える影響は、軽微となる見通しです。

#### 6. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成23年6月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりであります。

当社の社外取締役である藤井伸一は、平成23年3月末時点で当社の議決権の過半数を保有する支配株主であります。当社とは現在まで重要な取引はありませんが、この度の株式会社とんでんとの取引においては、市場価格その他公正な取引を基本として、当社取締役会において特別利害関係者の立場から、藤井伸一及び森千恵香は本日の臨時取締役会において決議には参加せず、社外監査役2名を含む3名の監査役会の監視の下、取締役会において合理的かつ適切な審議を行い、その決議をもって当社及び少数株主に対し不利益のないよう適切に対応する方針であります。

以上